

民生福祉常任委員会会議記録（条例審査）

1. 日 時	令和2年 6月4日
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	向井千尋、上田英樹、前田えり子、かんなん芳治、河南克典、小島政行、森本富夫
4. 市部局	○保健福祉部
5. 会議に付した事件	議案第47号 丹波篠山市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例
開会	
向井委員長 挨拶	
【保健福祉部医療保険課】	
日程第1、議案第47号 丹波篠山市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例	
担当課長より、議案第47号説明資料に基づき説明	
	＜主な質疑等＞
前田委員	説明資料の「2 改正の内容」に「※低所得者基準」とありますが、当該基準にするものか、それとも既になっているものなのでしょうか。
保健福祉部	低所得者基準については、以前から定められているものです。
かんなん委員	同じく低所得者基準に関して、市町村民税非課税かつ年金収入云々とありますが、コロナウイルスの影響によって確定申告が無期限になっていますが、現実問題としてこの基準の適用はどのようにされるのでしょうか。
保健福祉部	まず年金収入について、普通の国民年金や厚生年金については日本年金機構から自治体に情報が来ますので、状況は確定申告に関わらず把握できます。収入のない方や遺族年金、障害年金を受給されている方については、市県民税の所得申告書で、申告いただかないといけない状況になります。そういう方については、こちらで所得状況の確認をさせていただきます。申告書を送付し、提出をいただいて所得を把握し、そして、判定したのち、受給者証の発行という流れで進めてきています。コロナ

の影響により、人によって申告の早い遅いはあるかと思いますが、こういった形で進めてきております。

かんなん委員 市町村民税の計算は、確定申告が終わった段階で市へ通知があり、決定すると思います。それが今は申告が無期限の延期になっている状態の中で、どのように算定されるのでしょうか。確定申告を強引にさせて、進めていくのでしょうか。

保健福祉部 既に申告されている方は、税務課から医療保険課に情報提供があります。コロナの影響で申告が遅れている方に対しては、未申告者リストを作成し、該当者に申告書を送付して、提出をお願いしています。

森本議長 上位法に基づいて改正されるということですが、今回の改正による該当者は、どの程度いらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

保健福祉部 過去の状況を調べてみますと、70万円控除の部分で対象になる方は、年間1~2件の範囲で、0件の年もあります。

(閉会)

上田副委員長 挨拶

閉会